

川崎市債投資家懇談会の設置について

1 目的及び設置

川崎市債の商品性、流動性の維持・向上を図り、その消化を一層確実かつ円滑なものとするとともに、魅力的で信頼される市債発行に向けた自主的な取組の一層の充実強化を図るため、投資家、有識者等から直接かつ継続的に意見や助言を聞くことを目的として川崎市債投資家懇談会（以下「投資家懇談会」という。）を専門家に委託して設置する。

2 開催趣旨

投資家懇談会（以下「会合」という。）は、前項に定める目的を達成するため、市債の市場評価、市場ニーズ等について、市が地方債を保有・運用する投資家及び有識者と直接かつ継続的な意見交換を行うことを趣旨とし、参加者との自由な意見交換を実施するため、当該事業の受託者（以下「受託者」という。）において開催する。

3 組織

- （１）会合は、地方債制度及び地方債市場に関して専門的知見を有する者をもって構成するものとし、別表１に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって充てる。
- （２）メンバーの任期は、一会計年度が終了するまでの間とし、受託者が委嘱する。
- （３）会合には座長を置く。
- （４）座長はメンバーの互選により選任する。
- （５）座長は会合を代表し、会務を主宰する。
- （６）座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定するメンバーがその職務を代理する。

4 会議

- （１）会合は、座長が招集する。
- （２）座長は前項に掲げる者のほか、必要があると認めたときは、メンバー以外の者に会合への出席を求めることができる。
- （３）会合は、概ね別表２に掲げるスケジュールに従い開催するものとする。

5 事務局の設置

- （１）会合の事務を処理させるため、会合に事務局を置く。
- （２）事務局の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

6 守秘義務

会合及び事務局の構成員並びにこれに準ずる者は、議事に関して知り得た内容等について川崎市の許可なく外部に漏らしてはならない。

7 会議公開

本会議は原則公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立的な議事に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益をもたらす恐れがある場合には、座長は会議を非公開にすることができるものとする。

なお、参加メンバーの率直かつ活発な意見交換を促進する観点から、参加メンバーたる個別企業の投資スタンス等を類推され得る発言について発言者を明らかにして公表することにより、当該企業に不利に働くおそれがあることから、本会合については、議事録は作成・公表せず、議事要旨を公表する。

8 庶務

会合の庶務は、川崎市の同意を得て受託者において処理する。

9 その他

上記に定めるもののほか、会合の運営に関し必要な事項は、受託者の意見を聞き座長が定める。

別表 1

川崎市投資家懇談会 メンバー名簿 (平成30年度)

(50音順・敬称略)

氏名	現所属・役職等
有江 慎一郎 アリエ シンイチロウ	アムンディ・ジャパン株式会社 運用本部 債券運用部長
稲生 信男 イノウ ノブオ	早稲田大学 社会科学総合学術院 教授
小関 武史 オゼキ タケシ	川崎市 財政局 財政部 資金課 担当課長
佐々木 進 ササキ ススム	全国共済農業協同組合連合会 債券・融資部 債券室 公共債グループ 課長
佐藤 慎之 サトウ シンジ	独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済資金グループ共済資金運用課 課長
谷村 元 タニムラ ハジメ	川崎市 財政局 財政部 資金課長
綱田 ゆみ子 ツナダ ユミコ	東京海上日動火災保険株式会社 グローバル債券投資グループ 副主任
林 正充 ハヤシ マサミツ	川崎市 財政局 財政課 課長補佐
三井 慶一 ミツイ ケイイチ	日本生命保険相互会社 資金証券部 債券営業課長

(オブザーバー)

竹花 満 タケハナ ミツル	川崎市 財政局 財政部長
------------------	-----------------

別表 2

川崎市投資家懇談会開催スケジュール

原則として、下表のとおり年2回開催するものとする。

回	日程	時間	開催場所	テーマ（仮題）
第1回	平成30年 11月15日 （予定）	16時～ （予定）	都内	① 平成29年度 一般会計・特別会計決算の概要 ② 平成30年度発行実績 ③ その他
第2回	平成31年2月 （予定）	未定	都内	① 平成31年度川崎市の予算案について ② 平成31年度川崎市債発行計画 ③ 平成31年度川崎市起債運営の考え方 ④ その他